

平成21年度（2009年度）第2回中野区都市計画審議会

会 議 録

平成21年（2009年）7月16日

中野区都市整備部

日時

平成 21 年 7 月 16 日(木曜日)午前 10 時 00 分

場所

中野区役所 4 階 区議会第 1 委員会室

次第

1. 報告事項

(1) (仮称)南部防災公園の都市計画について

(2) 中野区都市計画マスタープランの改定について

2. その他

出席委員

矢島委員、戸矢崎委員、宮村委員、田代委員、松本委員、峰岸委員、堀委員、福島委員、五味委員、赤星委員、池田委員、武田委員、吉本委員、鹿又委員、近藤委員、安達委員、かせ委員、久保委員、伊東委員、ひぐち委員

事務局

登都市整備部副参事(都市整備部経営担当)

河村都市整備部経営担当係長

幹事

石井都市整備部長、田中都市整備部副参事(都市計画調整担当)、滝瀬都市整備部副参事(交通・道路管理担当)、石田都市整備部副参事(公園・道路整備担当)、豊川都市整備部副参事(建築担当)、川崎まちづくり推進室長、松前まちづくり推進室副参事(拠点まちづくり担当)、秋元まちづくり推進室副参事(中野駅周辺整備担当)、角まちづくり推進室副参事(地域まちづくり担当)、上村まちづくり推進室副参事(地域まちづくり担当)、萩原まちづくり推進室副参事(地域まちづくり担当)(西部新宿線沿線まちづくり担当)、高橋区民生活部副参事(産業振興担当)

登副参事

それでは、会長、定足数に達しておりますので、開会をよろしく願いいたします。

会長

それでは、ただいまから平成 21 年度第 2 回中野区都市計画審議会を開会いたします。

本日の会議でございますが、お手元の次第のとおり、報告事項 2 件でございます。午前中という限られた時間でございますが、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、委員の異動がございましたので、事務局からご紹介をお願いいたします。

登副参事

このたび、区議会の選出の委員の飯島委員、また奥田委員の辞職がございました。それに伴いまして、区議会議長のほうから、久保議員、のづ議員の推薦がございました。本日付けで都市計画審議会委員を委嘱いたしましたので、ご紹介申し上げます。

久保委員でございます。

久保委員

よろしく願いいたします。

登副参事

なお、本日、のづ委員は所用がございまして、欠席をされております。

お手元に委員名簿をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

会長

それでは、早速ですが、次第に従いまして、報告を受けたいと思います。

報告事項(1)の「(仮称)南部防災公園の都市計画について」、角幹事から説明をお願いします。

角副参事

皆様、おはようございます。それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

(仮称)南部防災公園の都市計画決定についてでございますが、前回、4 月の審議会でも途中の経過を報告させていただいております。今回は 5 月に東京大学と共催して行いました第 2 回目の地域説明会と、それから 6 月に行いました素案説明会の概要等についても、あわせてご報告したいと思います。

資料の1ページ目をごらんください。区では、広域避難場所に指定されております東京大学附属中等教育学校一帯を中心としました防災活動拠点の形成を目指しております。都市計画公園の位置につきましては、これまで防災街区整備地区計画による避難動線との合理性を図る点から構想しているものでございます。

次のページをおめくりいただきまして、2ページの図-1をごらんいただきたいと思います。図面の上側が北となっております、左右の方向が東西の方向でございます。上のところに東西方向に走ります、ちょっと太線で書いてあります方南通りがございます。図の左側には南北方向、上下ですけれども、中野通りがございます。南側のところが渋谷との区境、こういった地域に囲まれたところが、現在、防災街区整備地区計画の区域となっております。

こちらの図の中央の四角の、ちょっと黒く塗ってある部分が、今回お諮りしております防災公園の位置でございます。面積約1ヘクタールというもので、この公園予定位置のちょっと左側の太い線がございますが、これが地区集散道路第1号、通称、東大附属西側道路と言っておりますが、以前は6.5メートルだったんですけれども、今現在、9.5メートルに拡幅整備が終わっているものでございます。こういった避難路の動線などを考慮し、この南部防災公園の位置に決定しているものでございます。

なお、参考までに、中野通りや方南通り方向からの避難路というところで、黒線で区画道路というものを示してございます。

図の右側の囲い部分をごらんいただきたいと思います。都市計画公園の内容でございますが、種別につきましては、近隣公園、番号は第3・3・114号、公園名、これは都市計画上の名称ですけれども、南中野公園、現在は(仮称)南部防災公園という呼び方をしております。位置につきましては、中野区南台一丁目地内、面積約1ヘクタールでございます。

ページを進めていただきまして、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。4ページが5月に東京大学と共催して行いました第2回目の説明会の資料ということで、東京大学側から体育施設の配置のイメージ図をお示ししてございます。それをもとに説明会を行っております。

4ページを見ていただきまして、上のところが現状というところで、校舎があって、その南側に野球場、トラックなどの運動施設があると。下のところを見ていただきますと、計画案というところで斜めに線が引いてあるところが、先ほどご案内しました防災公園の予定地、面積約1ヘクタールというところで、それぞれ、そのちょっと黒く塗ってあり

まして、「移設対象施設」と書いてございますが、施設の右側の海洋研究所の跡地のところに、今あります体育館だとか野球場、トラックなどの運動施設を移設するというような配置イメージの図をお示ししているところでございます。

5 ページを見ていただきまして、その第 2 回の住民説明会の概略でございますが、5 月 15 日に南中野地域センターで開催をさせていただきました。37 名の区民の方がご参加いただいております。

4 番目の主な質疑内容についてでございますが、矢印が、当日、区もしくは東大側から回答したものでございます。

主な質疑につきましては、参考資料のとおりでございますが、教育施設の移設があり、それとの関連で校舎は移設するのかどうかだとか、例えば今現在、外周をグルッと万年堀があるけれども、そういった堀はどうなるのかと。また、防災公園について、特に耐震性の貯水槽とか、備蓄倉庫、トイレなど、設備についての質問がありました。ほかにも避難場所周辺の道路整備の状況や、あとは近接している渋谷区のまちづくりなどについてのお話がありました。

ページを進めていただきまして、6 ページをごらんいただきたいと思います。こちらが 6 月 19 日に開催いたしました素案の説明会の概略でございます。当日は区民 18 名の方にご参加いただきまして、4 番目にありますとおり、主な質疑の内容というところで、このところでは①番目にも書いてございますが、現在計画されている公園の配置は、海洋研跡地のほうがいいのではないかなというようなご質問がありました。これにつきましては、先ほども地区計画での位置づけというようなお話もさせていただきましたが、平成 11 年に、東京大学、それから中野区から学識経験者などを入れた有識者会議というものの提言を受けまして、海洋研究所跡地ではなくて、東大附属の校地全体を対象に配置を検討するというような提案を受けております。そういった検討を経た結果、先ほど言った現在の位置になっているということをご説明させていただきました。

また、南台一・二丁目地区につきましては、特に中野通りのほうから東西方向の避難路が弱いというところで、地区計画に基づきまして、この道路の整備を重点的に行っているというところで、これらの避難の道路との連続性を確保することにより、安全に避難できるようにこういった公園の位置としたということで、回答させていただいたものでございます。

それ以外にも、区画道路との高低差、具体的な整備はどうしていくのかだとか、あとは

公園に関しましては、防災公園だけではなくて、ふだんの公園としても運動ができる憩いの広場が欲しいとか、今現在、北のほうに江古田の森公園がありますけれども、かなり高低差のある遊歩道があるんですけども、そういった公園にできるのかとか、そういったお話を受けているものでございました。特に①番の防災公園の配置についてのご意見以外は、反対されるものはございませんでした。

資料の1ページ目にお戻りいただきたいと思います。1番の都市計画公園の内容につきましては、先ほどの図面でご紹介させていただいたとおりでございます。

2番目の、これまでの経過と今後の予定についてでございますが、6月19日の素案説明会のあと、都市計画の区案を決定しまして、現在、東京都に協議・同意の手続を進めております。8月には都市計画案の公告・縦覧を経たあと、次回9月の審議会に諮問させていただく予定としてございます。

恐れ入ります、3ページをごらんいただきたいと思います。参考までに、今後の公園整備の予定や、それから先ほどもご案内しましたが、東大の教育施設の移設スケジュールを載せてございます。

上側の区の欄でございますが、公園整備と周辺道路整備の予定ということで、大まかな計画を掲げてございます。左から見ていただきますと、平成21年度には公園整備の都市計画決定・事業認可、平成22年、23年度にかけて公園の基本計画・基本設計、実施設計を行いながら、平成24年度に整備工事を行う予定としてございます。道路整備についても、公園整備とほぼ同じタイミングで、基本設計・実施設計をしながら、整備工事を行っていき、24年度には完成する予定でございます。

その下の欄が、参考に、東京大学の海洋研究所の解体だとか、もしくは教育施設の移転の予定ということで、こちらのほうは平成21年度、今年度、基本計画・基本設計をしながら、22に実施設計、23年度にそういった移設工事を行う予定と聞いてございます。

以上で、ご報告を終わります。

会長

どうもご苦労さまでした。報告、ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

田代委員、どうぞ。

田代委員

ただいま、ご報告いただいた公園の内容のことですけれども、この都市計画で決定する、

あるいは検討する事柄と、そのあと実際に公園を計画・設計・整備、そういうふうに進んでいくときの整合性というんですか、検討項目の関連性について具体的にお教え願いたいんですが。というのは、報告として都市計画としては確かに、この図面で計画案としていろいろご説明されているようですが、内容については全くわからないんですね。これではね。ですから、そういうふうな事柄に関しては、どのぐらいの内容を踏まえて検討されている段階を説明されているのか、ちょっと教えてください。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

この防災公園の整備につきましては、今は都市計画決定の手続ということでございますので、公園の区域の決定ということで、説明会のほうを開催させていただいているという状況でございます。

今、田代委員のほうからもご質問がありました具体的な公園の整備についてでございますが、先ほどの公園整備の大まかなスケジュールの中でもご説明をさせていただいているところですが、来年度以降、こういった公園の基本計画・基本設計をやっていく段階で、十分検討していきたいなと思っております。

ただ、先ほども説明させていただきましたけれども、周辺のまちづくりとの関連ということで、この防災公園への避難の経路だとか、もしくはこの広域避難場所周辺の不燃化を促進するというところで、昨年度も都市計画審議会のほうに諮問させていただいておりますけれども、外周 120 メートルのエリアで不燃化促進区域というものを定めさせていただきまして、防火地域への変更だとか、最低限高度 7 メートルの指定とか、そういった避難場所の安全性を高める不燃化促進の事業もあわせて行っていくというところで説明をさせていただいております。

そういった中で実際に整備する防災公園の期待される役割について、まだ想定でございますが、一義的にはすぐに逃げ込んでこられるような広場の機能だとか、もしくはさまざま救援活動を行うような活動の拠点、あとは当然トイレの問題も出てきまじょうし、火への危険性が大きいわけですから、耐震性の貯水槽が機能としては必要ではないかと、そういったあらあんな内容でございますが、そういったものも今回の説明会では出させていただいているというような状況でございます。

会長

基本的には来年度の検討になるということですか。

角副参事

はい。

会長

どうぞ、田代委員。

田代委員

来年度の検討ということ。そうすると、これは審議会マターではないというふうなことだとすると、公園の具体的な内容がわからずに、そのまま受け入れ決定するというふうなことに対しては、私は若干意見がございまして。防災性能であるとか、通常時は普通の都市公園として機能すべき場所であるわけですね。ですから、その内容についての具体的な……。詳細についてはこれからだということだろうと思うんですけども、こういった大事な事柄に関して、それが都市計画の検討段階でなくても、計画のことだけが議論されていくことに対しては、内部で実際に整備の所掌を担当されるところとの事業の整合性とか、あるいは考え方の整合性とか、そういうことは非常に大事だと思いますし、またこの審議会の場でも、そういったことを情報として提供いただけないと、ただ位置だけ決定すればよろしいのかということ。で若干不安があるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

会長

これはいかがでしょうか。

角幹事、よろしいですか。

角副参事

当然、今、田代委員のほうからご指摘のありました防災公園については、具体的な検討を今後進めていくわけですが、そういったことについても、適宜、進捗状況、それから内容等についてもご報告をしていきたいと考えておりますので、そのときにはいろいろなアドバイスをいただければ幸いに存じます。

会長

ほかに、お答えはいいですか。

では、ほかの点にまいります。

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

質疑内容のところにもあるんですが、5 ページの②番目のところにありますけれども、やはり気になるのはこの公園のフェンスですよね。公園部分にはフェンスは設けないということですが、学校部分は安全面からフェンスが必要だと言われています。それと関連して、6 ページの東側からの災害時の避難という問題ですが、この点からいっても、このフェンスの問題は非常に重要じゃないのかなと思うんです。今後、学校側との協議ということになるんですけれども、どういうふうに進めていくのか、その辺、心配なものですから。

会長

フェンスの件、よろしいですか。

角幹事、どうぞ。

角副参事

今、ご指摘がございましたフェンスについて、特に東側ですが、実はこの東側の道路は2メートル東京大学の敷地側にセットバックする予定がございまして、そういった道路の拡幅工事に合わせて、当然、今の万年塀は撤去することになっております。そういった具体の整備工事の中で、区としてもこの東側からの避難ができるように、東大のほうに要望していきたいと考えてございます。

現在、具体的にどこをどうというところまでは話は進めておりませんが、この整備をしていく中で、東大のほうにも教育施設としての管理のあり方、それから区としては広域避難場所への安全な避難路というところがテーマとなってございますので、そういったことについても十分実際の整備の段階には検討しながら、安全な避難ができるようにしていきたいと考えております。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

この地域についてはそう詳しくはないわけですが、この南側のほうはたしか段差がありましたよね。道路から敷地までの間に2メートルぐらいの段差があったかと思うんですけれども、むしろそういったものも活用して、階段をつくったりとか、スロープ状の公園、緑地にするとか、いろんな知恵があるだろうと思うんですね。その辺について、ぜひ住民の皆さんのお知恵をかりるとか、いろいろ議論することによって、学校ぐるみでこの辺の計画をつくっていくということはできるんじゃないかなと思うんです。これが1つ

提案です。

それから道路を拡幅したとしても、東側のほうの住宅密集地からのアクセスというのはどうしても弱くなっていますよね。そうした場合に学校側との関係だと思ってしまうんですけども、緊急時には東側のほうからドッと入れるような、避難経路の臨時的な経路を設けるとか、そういったこともやはり考えなければいけないのかなと思います。だから、考えるべきことは結構あるんじゃないかなと思うんですが、そういう案と、いろんな方たちの意見をここに反映させる仕組みというか、そういったことも考えるべきじゃないかなと思っています。それについての考えをお聞きしたいと思います。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

南側の段差というのは、当然、現状ですから、そういったことがあります。なるべく安全に避難できるように、公園整備、それから教育施設の整備を考えていきたいと思っております。

それと先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、東側からの避難というところで、こちらのほうは東大のトラックができる予定でございますが、一定程度、教育の管理上からのフェンスを設けるというようなイメージが示されているわけですが、当然、区としては、365日、24時間、安全に避難できるように、そういったフェンスについても、いざというときには東側からすぐにこの敷地内に入れるような工夫をしていくというふうに想定しておりますので、そういった働きかけは今後も続けていきたいと思っております。

なお、公園の具体的な整備に関しましては、一定程度、区のほうで、たたき台等、もしくは想定が出来上がった段階で、近隣の方々への情報提供をしながら進めていくというのが、現在想定しているところでございます。

会長

よろしゅうございますか。

それでは、池田委員、どうぞ。

池田委員

今のに関連した質問になってしまうのですが、現状でもここは広域避難場所になっていますので、現状、東側の住民がここに逃げ込むために、緊急時どういう対策が取れるのか。現在も段差があつて大変だと思うんですけども、防災公園ができたときのことを考えて

いるのではなくて、現状はどうするのかということ、何か対策を取られているんじゃないかと思うんですけれども、それをお聞かせ願いたいこと。

あとは公園の名称ですけれども、現在、「南中野公園」と平易な名前を書いてありますけれども、将来的にこれでいいのかということで、都市計画を出すときに仮称をつけてはいけないのかということ、ちょっと聞きたくて。将来的に住民の方が名前を変えたいといったときに、名前が2つになるようだったら、現在、都市計画決定する際に仮称をつけていいのなら、つけておいたほうがいいんじゃないかということです。

もう一つ、多分これは都市計画決定されると、都や国から補助金が出ると思うんですけれども、どの程度出るのか、わかったら教えてください。

会長

3点、ご質問がありました。3点、よろしいですか。

角副参事

3点ご質問いただきまして、まず第1点目の、現状も広域避難場所、いざというときはどうなっているのかというご質問だったかと思えます。これにつきましては、今現在、東京大学のほうが夜間は校門等を閉鎖しておりますが、その鍵を近隣の防災会にお預けしているというところで、時間外とか休日、もし、そういった被害が出た場合には、その鍵でこちらの避難場所のほうに避難するということになってございます。

それから名称につきましては、先ほどの「南中野公園」というのは都市計画上の名称であって、現在、ずっとこの間、仮称で「南部防災公園」という言い方をしております。こういった公園整備を進める段階に当たりまして、これまでは公募等、区民の方々に広く呼びかけをして、実際の公園の名前を決めていくという経過がございますので、今回もそういった経緯になるものと思えます。ですから、この名前でなければということではございません。

3点目の整備についてでございますが、まずこちら、一番大きなのが用地取得費ということになると思えますが、用地取得費に関しましては3分の1が国庫補助金になります。残りの3分の2の25%が都市計画交付金ということで、東京都のほうから補助金が出ます。3分の2の残りの75%につきましては、区が一時的には起債をかけるわけですが、その起債相当分についても、東京都のほうからおおむね4年程度で、都区財政調整制度というのがございますが、そちらのほうで充当されるような仕組みになってございます。なお、整備費につきましては、上限が2分の1という整備の基準がありますが、なかなか国のほう

の基準が難しいので、おおむね整備費は2分の1が国の補助金が出るという内容となっております。

会長

ありがとうございました。

ほかの点、いかがでしょうか。

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

恐れ入ります、ちょっと頭の中を整理する意味で。まさに本日のご報告というのは、南台一・二丁目地区において防災のための街区整備を行っていく一連の流れの中の、その核となる防災公園についての事前の報告と。このあとの手続としては、スケジュールによりますと、都市計画審議会への諮問がこのあと控えているようではございますけれども、防災のための街区整備、全体についてのこの公園の一連の流れの中で、ほかにどのような都市計画手続があるのか、あったのかというものが……。

これ、単発で出されてしまうと、単にこの公園は位置づけとしては都市計画決定の中の1つの防災公園ということになるんですけれども、ほかにこの工程表、スケジュールを見ますと、道路整備、区画道路第9・12・13号とありますけれども、ほかに区画道路は、今挙げた3つを含めても、1から13までありますよね。そうしたものの都市計画上の位置づけはどうなっているのかとか、先にご報告いただいたような建物の最低高度ですとか、防火、準防火の規制ですとか、そうした都市計画上の手続、全体が俯瞰できるようなものがなかなかご提示いただけていない。そういうものが1枚あって、本日の説明はこの部分ですよ、既に決まった部分はここまで決まっていますよというものが無いと、特に今回のように委員の皆さんがかわっている状況の中で、こうした単発のご報告を受けて、このあと9月ですか、諮問をさせていただきますというのでは、なかなか理解を得られないんじゃないか。

この審議会自体は都市計画についての純粋なものを審議する場所であって、公園の利用勝手がどうのこうのだからとか、そういうものは地元の皆様の声を尊重して、これから具体的に becoming つれて詰めていけばいいことであって、問題なのは、ここで肝心な話をしなければならぬのは、この南台一・二丁目地区の防災のための街区整備をどう進めていくか、大きな流れを俯瞰的に見て方針を固めていかなければならないんじゃないのか。そういう意味をもちまして、ちょっとその辺を指摘させていただきたいと思います。

すぐに資料をお願いしますといっても、難しいと思いますけれども、今後こうしたご報告、

諮問につきましても、そうした一連の流れがあるのだったら、そういうものの事前の流れ、それから今後の予定、それで今回はどこに位置づけられるのか、そうしたものをしっかり示していただきたいと思うんですが。

会長

これは事務局側への注文という感じだと思います。

角副参事

今、伊東委員のほうからご指摘をいただきまして、これまで、この南台一・二丁目地区の防災まちづくりについてのいろいろな報告をさせていただいたんですけども、今回、この公園整備というところで、資料の出し方が、全体の防災まちづくりの進捗状況がよくわからないというようなご指摘だったかと思います。

恐れ入りますが、2ページの図-1をごらんいただきたいと思います。先ほど、このエリアというところでご案内させていただいておりますが、上の方南通り、それから左側の中野通り、あとは区境、こういったところのエリアが南台一・二丁目ということで、防災街区整備地区計画という計画がかかっている地域でございます。そういった地域の防災性を高めるために、先ほど伊東委員のほうからもご案内いただきました避難路、区画道路とか集散道路とかいう言い方をしておりますが、こういった太線のところの避難路の整備を地区計画によって予定していると。それで逐次用地買収をしながら、道路を拡幅したり新設道路を通したりということを現在行っております、こういった事業を平成24年度までの事業期間内でやらせていただいているというのが、まず1点ございます。

それから昨年度、都市計画審議会のほうにも答申をいただきました、この東京大学教育学部中等教育学校の周辺のおおむね120メートルの地域で、不燃化促進区域というところで、防火地域への変更だとか、もしくは最低限高度7メートルの指定とか、そういった都市計画の変更をやりまして、この避難場所周辺の建物を燃えにくくする。それによって広域避難場所自体、それから避難路の安全性を高めていくというような都市計画の変更もしてきたという経緯がございます。この不燃化促進事業の促進につきましては、今年の4月から事業を実施して、おおむね平成30年度までの10年間で不燃化率70%を目指しているという事業でございます。

今回の防災公園はその第3段としまして、こういった広域避難場所内に、いざというときの活動拠点だとか、あとは日頃の憩いの場としての公園機能だとか、そういったことを想定しまして、この位置に防災公園を整備させていただきますというものでございます。

今言ったような説明を、一覧できる表などでお示ししながら、これまでどういったまちづくりを進めてきて、今回はこの部分について協議をいただくものです、今後こういうふうを目指して行って将来どうなるのかと、そういった資料をつくらせていただきまして、きょうご指摘いただいたことは検討してまいりたいと考えております。

会長

おおむね結構だと思いますが、これは今後の審議についてそういうことをせよというふうに伊東委員からご指摘があった点と、今度の部分についてはどうしましょうか。何か後ほど資料提供するようなことを考えるんでしょうか。

伊東委員

いずれにしても、このあとは諮問をいただくわけですから、その際にはしっかりとしたものを。

会長

その諮問時点でしっかりとした資料が要ということですね。

角副参事

今ご指摘いただきました資料については、ご用意させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

では、ほかの点、いかがでしょうか。

田代先生、どうぞ。

田代委員

諮問の前にいろいろ検討されるということですので。学校の敷地と公園をセットにした防災性を高めるというのは、我が国では都市計画の事業上非常に伝統のある方法ですけれども、最近、土地の利用だとか建物の状況とかあって、なかなか難しいんですけど、今回非常にユニークなセットで検討されるということですので、ある意味では非常にユニークな公園整備、あるいは街区整備ができるんじゃないかと思っているんですが、その辺、学校の敷地と一体的になった防災拠点というか、そういったことについてかなり具体的なご検討をしていただければと思います。

会長

これは注文というふうに受けとめてよろしいでしょうか。では、その点は十分に注意して、今後の検討に当たるということでもよろしいでしょうか。

角副参事

今、田代委員のほうからご指摘いただきましたことについては、そういったことを踏まえながら検討させていただきたいと思います。

会長

それでは、ほかの点、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ほかにないようでしたら、このあたりで本件にかかわる報告についての質疑を終わりたいと思います。

続きまして、議題の2番目の「中野区都市計画マスタープランの改定について」、田中幹事から説明をお願いします。

田中副参事

それでは、中野区都市計画マスタープランを改定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

既に、これまでご報告申し上げておりますように、今回はもとのマスタープランの見直しであるということもございまして、都市計画審議会に対して諮問・答申ということはいたしませんでしたが、常に機会を持って都市計画審議会にご報告をして、委員の皆様からご意見をいただき、反映してきたところでございます。本日は改定までの主な経過、それからパブリック・コメントの実施結果、並びに改定した都市計画マスタープランについて報告をさせていただきます。

資料7ページをごらんいただけますでしょうか。まず、これまでの主な経過を整理してございます。少し太字で示してございますように、まず7月23日、改定に向けた基本的な考え方について都市計画審議会に報告をいたしました。

続いて、9月17日になりますけれども、都市計画マスタープランの改定に係る第1回意見交換会について、その概要と区の考え方を報告いたしました。

11月21日になりますけれども、都市計画マスタープランについて、都市計画審議会にてこれにテーマを絞った形で特別に議論するために開催をいただいたものでございます。このときには改定素案に対して意見をいただきました。それを都市計画マスタープランの中で対応してまいってきているものでございます。

12月12日になりますけれども、第2回意見交換会における意見、区の考え方をご報告いたしました。

そして前々回、2月12日になりますけれども、第3回意見交換会の結果、それから改定

原案を報告いたしました。

その後、3月から4月にかけてパブリック・コメント手続を実施いたしまして、都市計画マスタープランを4月末に改定いたしましたものでございます。

次に、8ページをごらんいただけますでしょうか。3月25日から4月15日にかけて実施をいたしましたパブリック・コメントの実施の結果でございます。33人の方から、延べ76件の意見をいただいております。表の②に示しておりますように、都市計画マスタープランの記述、各章に対して、右に挙げてございますような意見をいただいているものでございます。後ほどの意見の概要につきましては、この表②の並び方の順に整理を行っております。

そして、これに対して区の考え方別に整理をしておりますのが③の表でございます、Aはいただいた意見の内容について、既に都市計画マスタープランの改定案に盛り込んでいる、あるいは対応していると判断するものでございます。17件ございました。

Bにつきましては、いただいたご意見が整備計画レベルの具体的な内容である、あるいは今後整備段階において個別に検討とすべき内容であるために、都市計画マスタープランに記述する内容ではないと判断するものでございます。

Cは、いただいたご意見の内容が20年後の都市のあるべき姿を示す、あるいは都市計画の方針を述べる、そういった都市計画マスタープランに記述するものとはなじまないと判断するものでございます。

Dにつきましては、中野区基本構想でありますとか、既定の方針等に照らしまして、いただいたご意見の内容を都市計画マスタープランに記述することは適当でない、あるいは対応することができないというふうに判断するものでございます。

以上、その他として、質問いただいたもの、あるいは都市計画マスタープランの記述についてのご意見以外のものを除いて、③に考え方別に整理を行っているものでございます。

このパブリック・コメント手続によりまして、いただきました意見によりまして計画内容の修正はございませんでした。

なお、Bの意見などがこれに当たるかと思っておりますけれども、具体的な内容のご意見でありますので、都市マスタープランそのものには記述をしないという判断をいたしましたけれども、いただいたご意見につきましては、所管する分野に伝達をいたしまして、あるいは今後の施策の具体化に当たって参考にさせていただくということを考えているものでございます。

9 ページのほうに進んでいただきまして、最初が都市計画マスタープランの位置づけに

ついてご意見を1件いただいております。都市マスの役割、あるいは改定の目的の中に、「住民の意見」、「区民との協働」、そういった言葉を入れるべきだというご意見でございましたけれども、都市計画の基本的な方針を示すことが法律に定められている役割であることと、ご指摘の2つの点は、改定の目的ではなくて、改定の際に当然たどるべき方法であると考えているものでございます。ご指摘の2点につきましては、これまでの手続、改定の作業の中でこれらが図られたと考えているところでございます。

下のほうが全体構想についてのご意見でございます。幾つか、かいつまんでご報告をさせていただきます。

2番につきましては、幹線道路沿道と後背の住宅地の配慮といったご意見でございました。これは既にマスタープランのこの段階の案においても記述をしているところでございます。

4番ですけれども、商業・業務地区と周辺住宅地との整合といたしまししょうか、互いに住環境を壊すことがないようなあり方というご指摘でございましたけれども、拠点のにぎわいと住宅地の静けさの調和、そして住みよさと働きやすさをあわせ持つ都市といったようなところで、都市マスの中に既に盛り込んでいる内容と考え、判断しているものでございます。

5番は、重要性、緊急性を要する取り組みを率先して考えるべきだというご指摘でございましたけれども、これも選択と集中ということをマスタープランの中に既に盛り込んでいるところでございます。

次のページにまいりまして、6番の面的なエネルギー供給の取り組み、あるいは7番の河川沿いの散歩道の整備、これらにつきましてもマスタープランの中に方向づけているところでございます。

10番につきましては、道路の北側と南側、東西道路と想定されますけれども、同じ高さに建てられるようにすべきだと、こういったご意見でございましたけれども、日影制限等、法定の縛りによって、必ずしも十分にそれは区内で一律にできるものではありませんし、都市計画マスタープランに記述する内容としては適当ではないと考えました。個別の地区ごとに地区計画等での対応はあり得るかと考えております。

同じように11番は既存不適格建物の建替えが十分に行われるようにというご指摘でございましたけれども、やはりこれも法定基準に従った形で建替えていただくことが必要になる点であろうと考えております。

12番は商店街等で1階に店舗等を誘導するルールを条例で決めるべきだと、こういったご意見でございました。商店街の振興のために1つの有効な方法ではあるかと思えますけれども、個別の地区ごとに検討すべき内容であって、区内全般の方針として都市計画マスタープランに書くことはなじまないと判断をしたものでございます。

11ページに進んでいただきますと、地域別構想についてのご意見でございます。7つの地域にそれ相応の計画を行うべしといったようなご意見でございますけれども、これはそういう趣旨に対応しているというふうにとらえているものでございます。

それからNTT社宅等の防災公園整備について歓迎するご意見をいただきました。

3・4・5につきましては、NTT社宅跡、あるいは郵政宿舎跡の具体的な使い方、整備のあり方について、少し具体的な内容のご意見でございました。これは現段階の都市計画マスタープランに記載する内容ではないというふうを考えました。冒頭申しましたように、今後の具体化の段階において参考にさせていただき、そういう意見ととらえているものでございます。

次の6番の若年層の流出防止といったご指摘についても、今の都市計画マスタープランの中で対応してきていると思っているものでございます。

7番は東中野桜並木の保全のご指摘でございましたけれども、右に書いておりますように、特定の樹木など自然物について書くことについては必ずしもふさわしくないという考え方で判断をしているところでございます。

12ページになりますけれども、8番と10番につきましては、商業系の土地利用の方向付けの色が大きすぎるのではないかとといったご指摘をいただきましたけれども、それぞれの場所、東中野駅周辺、あるいは中野駅周辺につきまして、さまざまな活動の集積を図ろうと、そういう考え方の中で設定をしてきているものでございます。

9番につきましては、東ノランドという、かつての暫定利用の土地利用について、かつての暫定利用に戻せというご指摘でございましたけれども、これは期間限定で利用に供していたものでございますし、既にその跡地の一部につきましては保育園が整備されていると。また、その残りにつきましても別の土地利用を考えているところでございますので、都市計画マスタープランでの対応はできかねるというものでございます。

11番につきましては、中野駅の直近ゾーンについて土地の高度利用はどうかというご指摘でございましたけれども、東京の新たな複合拠点として中野駅周辺を育成していく。その中でもさらに核となるゾーンというふうにとらえておりますので、そういった考え方で

都市計画マスタープランに記述をしているものでございます。

13 ページでございますけれども、16 番は桃ヶ丘小学校跡地の利用についてのご意見でございます。これは別の利用の考え方を基本計画の中でも区としては持っているということで書かせていただいております。

17 番は建替え共同化によってゆとりを生み出すために減築をします。そのあたりを明示して、というご指摘でございましたけれども、個人の建物を間引くような減築を方針の中を書くことはできないだろうという判断をさせていただきました。

19 番はもみじ山通りの拡幅整備は必要なしというご意見でございましたけれども、これは区としては整備が必要であるというふうに考えているところでございます。

次のページ、14 ページです。20 番・21 番・23 番、このあたりにつきまして、駅前のコンパクトな都市づくり、あるいは大和町中央通りの整備、それから鷺ノ宮北口等の中杉通り沿いの商業の位置づけ、こういったことにつきましても都市計画マスタープランの中で対応してきていると思っております。

25 番は、連続立体交差は地元の意向に沿わない、要望に応えられないというふうなご意見でございましたけれども、これにつきましては長年の懸案である開かずの踏切の問題の解決に大きく動き出しているというふうに区としてはとらえているものでございます。

15 ページでございますけれども、一番最後、33 番のところですね。これは都立家政の商店街についてはかなり具体的、微に入り細に入りのご提案、ご意見でございましたけれども、これも都市計画マスタープランの段階で記述する内容ではないと判断をしたものでございます。

推進方策につきまして④のところに書いてございます。まちづくりの協働の進め方、これについて既に都市マスの中で最後の 4 章のところ記述をしてきていると考えてございます。

2 番はまちづくり条例の記述について評価をいただくようなご意見でございました。

⑤その他につきましては、ご質問、並びに都市計画マスタープランの記述以外についてのご意見でございました。これについては説明を省かせていただきます。

2 月 12 日に都市計画審議会で改定原案につきましてご報告をし、そこで意見をいただいたものも取り込みながら、パブリック・コメントに移ってきたということですが、その際、大きくいただいたご意見を、口頭でありますけれども、振り返らせていただきますと、土地所有者等の意見が入るような記述が必要であるということ、それから区立小・

中学校等の防災上の役割を言及するべきであるというご意見、これらについては、いずれもそういった記述を盛り込んでいるものでございます。

それから1時間100ミリ降雨への対応というご指摘がございました。後ほど見ていただきますけれども、東京都の緊急整備の方針の中でも、75ミリ対応で水害対策をまず急いで取り組もうというふうにしておりますので、都市計画マスタープランもそういう記述を行ってございます。

それから太陽光発電や屋上緑化を推進していくといったようなところについてのご指摘については、対応して盛り込んできております。

まちづくり条例の取り組みを明文化する、こういったご指摘についても対応してきているものでございます。

別冊の都市計画マスタープランにつきまして、前回ご報告した原案と大きな違いはないところでございますけれども、ポイントのところを紹介させていただきたいと思っております。

最初に区長のまえがきを入れてございまして、4ページから6ページにかけては、今回、平成12年の前のマスタープランを改定してきた、その目的を整理してございます。これは何度もご報告をしている内容そのものでございます。

7ページが都市計画マスタープランの構成でございます。位置づけと現状、課題、そして第2章で全体構想、第3章、地域別構想、第4章、推進方策といった構成でございます。

8ページは計画目標年次と見直しに向けての基本的な考え方を整理しているところでございます。

21ページから全体構想が始まります。そちらのほうに進んでいただければと思います。土地所有者等の観点からの記述をと、そういうご意見もいただいておりますけれども、この協働の中に、地権者、事業者といったような記述は、これは従前からではありますけれども、入れてきているものでございます。

22ページ、23ページが都市整備の目標でございます。目指すべき方向と中野区の将来都市像をまとめてございます。内容に変更はございません。

24ページが将来のライフスタイルの整理を行ってございます。これにつきましては、いろいろとわかりやすいというご指摘をいただいたところでございますので、内容をふやす、充実するような、補充するような記述を行ってきているものでございます。

内容的には、上のほうからいきますと、都心近接居住の暮らし、あるいは単身の若者の方の暮らし、またそれらの方が所帯を持ったファミリー層の暮らし、高齢世帯の暮らし、

多様な世代が住まう暮らし、エコなライフ、それから新しいビジネス活動等のスタイルの展開、右のほうにいきまして、商店街の取り組み、あるいは訪れる人、あるいは安全に暮らせる暮らし方、そういったようなことを代表的な特徴的なライフスタイルという形で書き出しているものでございます。

26 ページは将来人口の想定と、それから将来のまちの骨格、活力と文化を生み出すインフラとグリーン・インフラ、2つの骨格をお示ししているものでございます。

31 ページからが都市整備の分野別の基本方針という形になります。これは3-1 から3-7、7つに分けて記述をしているところでございます。土地利用の方針が3-1 でございます。その後、ちょっとイラスト等を入れるような形をさせていただいているものでございます。このあたりも変更はございません。

42 ページからが活力を生み出す都市づくりの基本方針でございます。

また少し先へ飛んでいただきますと、3-3、48 ページからが3番目の良好な住まい、住環境づくりの基本方針でございます。このあたりも従前ご報告している内容でございます。

52 ページからが4番目の安全・安心の都市づくりの基本方針の記述を行ってございます。防災性を高めるイラストの表示などを少し補充したということでございます。

56 ページの一番上のマルの文章2行でございませけれども、これは小・中学校等の防災機能の強化をとというふうに2月12日にいただいた意見を踏まえつつ、補充をし、パブリック・コメントに供してきたものでございます。

60 ページからが3-5 でございます。地球環境と共生する都市づくりの基本方針。自然エネルギーの利用も含めて、このあたりの記述をより充実すべきだというご意見を2月12日にいただきました。少し組み替えをしながら、内容の記述、補充を行っているものでございます。

61 ページの真ん中、②の一番最後のフレーズでありますけれども、先ほどのご意見でございました壁面緑化、屋上緑化等の取り組みの推進、このあたりのところはここで対応してきているということでございます。また、次の行にいきまして、太陽光発電、太陽熱利用等の自然エネルギーの活用といったような記述についても補充をしているものでございます。次の62 ページの頭のほうでも、そういった先駆的な地球環境配慮のまちづくりというものを取り組んでいくといったようなこと、63 ページのちょうど真ん中、②の一番最初のマルのところにも、壁面緑化、みどりのカーテン、屋上緑化といったような記述をしているものでございます。

そして 67 ページからが景観都市づくりの基本方針でございます。内容としては、これまでのものと同じでございます。

最後が 3-7、71 ページからになりますけれども、こういった土地利用ですとか活動、整備を支えるインフラストラクチャーの基本方針について述べているくだりでございます。このあたりも大きな記述の変更はございません。

81、83 ページからが地域別構想というものでございます。これにつきましても、用語の統一、てにをはの修正、あるいはわかりやすい言葉に直すといったようなところは行ってございますけれども、内容的な変更はしていないものでございます。

125 ページからが第 4 章、推進方策になります。ここにつきましても、土地所有者といったような記述、これは従前からでございますけれども、2 月 12 日の都計審でのご意見に対応した部分でございます。

129 ページにおきまして、4-2、都市づくりの推進の仕組みづくりということを挙げてございます。これも 2 月 12 日にいただきましたので、(仮称)まちづくり条例の制定というふうな形で記述をさせていただいて、パブリック・コメントに供したということでございます。

131 ページからが資料編になります。ここにつきましては、その後新たに改定の経過と用語の解説といったようなものを追加させていただいているところでございます。

ご報告は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの報告内容について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

五味委員、どうぞ。

五味委員

今の報告を伺いまして、まず最初に気づいたのは、平成 12 年のときに、この「マスタープラン」という言葉が都市計画法上に初めて登場しまして、あの頃、当時の中野の都市計画の方々、中野の各地域に散らばって住民との対話を重ねたわけですが、今回は約 9 年たちまして、この「マスタープラン」という言葉の意味がだんだん住民に浸透し始めた。今、田中区長が中心になって、この約 1 年間、これだけの冊子をまとめてくられて、これだけの貴重な資料をつくられたということ、これをもとにしまして将来のまちをだんだん改造するとか、あるいは改善するという方向性を持たせなければいかん。それ

には、これをここまでつくり上げて、しかもこのつくり上げる過程で、平成12年のときには恐らく数十人ぐらいの住民の参加だったと思います。今回は、ご報告によりますと、約300人を超しているということで、実際に区民に浸透し始めた。それから先ほど副参事が言われたように、住民だけではなくて、まちを構成する事業者だとか、あるいは土地の所有者が、今この報告書の中に組み込まれております。

そういった意味で、中野に住む者はすべて将来この冊子をもとに、いろいろな地域でまちづくりの方策を話し合う。話し合うだけではなくて、1つの共同作業を進める意味があると思います。そういう意味では、コラボレーションというか、区民と行政が一緒になるということが都市計画法上でも強調されておりますから、私たちが区の人たちにはそれを啓蒙しなければいかんと思っております。

私は建築の設計をやっておりますから、例えば隣区の杉並だとか世田谷へ行きますと、中野よりもはるかに多い、住民との接触が多いまちづくりなんですね。ことに世田谷区などの場合は、今、中野区で進められている警大跡地の再開発については、この間の都市計画審議会で一応皆さんの了承を得たような地区計画制度というのは、かなり行われている。世田谷の小田急沿線の駅の周辺部は、ほとんど地区計画の区域なんですね。地区計画をやるということは、その地域性に合ったまちづくりの基準法上の主眼であるわけですから、これは大いに活用すべきだと思います。

そういうことを踏まえて、こういう内容ができたわけですから、行政側のこれ以後の対応、各中野地域における対応方法をどう考えているのか、ご説明をいただきたい。それから今私が申し上げた地区計画でございますが、やはり区民にはなじめないということがありまして、中野区で今地区計画を指定した場所がどこかにあれば、示してもらいたいと思っております。

会長

2点、これ以降の対応の仕方と地区計画の現状みたいなことですか。

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

都市計画マスタープランは、今後、具体的な都市整備に、それこそマスタープラン、基本的な方針として生かされ、具体的な施策につながっていくことが非常に重要だと考えておりますので、一番最後の4章の推進方策のところを書いておりますけれども、都市計画マスタープランで描いた都市の実現に向けて、それが実行化できるための取り組みを行っ

ていく。そのために区は区民の方々の取り組みも支援をしていくということを書いてございますし、またそういった地区を単位としたまちづくり活動の手続等を明示化をしていくまちづくり条例、その具体化の1つの手法になるかと思えます。そういったようなことで、都市計画マスタープランの描いたものを現実的なものとしていくための取り組みを、今後進めていきたいと考えてございます。

地区計画につきましても、そのまちづくり条例の記述の中にも触れておりますけれども、これまでは防災的な市街地の安全性確保のための地区計画ということで、中野区は取り込んできているだけでございますけれども、地域の特性を生かすとか、あるいは地域の愛着をより高める、あるいは地域の個性を強めていく、そういったことに向けた地区計画といったものも、今後展開を図っていききたいと考えてございます。

地区計画の事例は、先ほど言いましたように、中野坂上地区、あるいは南台四丁目地区、平和の森公園周辺地区、中野四丁目地区、あるいは防災街区整備地区計画ということで南台一・二丁目地区、それから環七につきましては沿道地区計画でございますけれども、そういったところがこれまで中野区の中で決定している地区計画でございます。

会長

よろしゅうございましょうか。

ほかの点、いかがでしょうか。

松本先生、どうぞ。

松本委員

多分、前の方のご意見と余り変わらないのかもしれませんが、都市計画マスタープランができましたので、これをもう少し、今お答えでは生かしていくというお話だったんですが、具体的にどういうふうに生かしていくのかということについてちょっと教えていただきたいなど。多くの区民の方に見ていただいて理解していただく。あと、おっしゃった中では、できれば地域ごとによるまちを考えていただいて、まちづくり提案制度みたいなものをつくるというふうなことを条例で多分考えていらっしゃると思うんですが、そこら辺のところをもう少し具体的にお話ししていただくといいなとちょっと思いました。

もう一つ、パブリック・コメントですが、たくさんの方からいろいろな意見をいただいています、例えば8ページだと区の考え方の内訳なんて出ているんですが、これで言いますと、Dに当たる部分が、対応できないと判断するものは、この数字を見ると3分の1あるなという感じがしますが、確かに1つずつ見るとわかるんですが、一番私が気になる

のは、住民の方と一緒にコラボレーションして、これの前のバージョンをつくったという経緯があります。そのあと今回のことで、ここには盛り込めないという判断をなされたものが3分1出てきたことについて、上手にというか、きちんと区民の方に、なぜ盛り込めなかったかとか、あるいはこういうものをどういうふうに生かしていきたいというふうなことの表明をしておかないと、何かここでだめでしたと言っておしまいになるのでは、これからの協働のまちづくりにはマイナスになるのではないかなというふうに、ちょっと危惧いたします。

なので、何かこういうものに対してきちんと答えると同時に、そういう人たちのご意見をうまく今後のまちづくりに生かしていけるようなことは何かないのか、考えていただけたらいいなど。後者はパブリック・コメントをどうするかということと、希望ですので。

会長

大きく2点ございましたが、田中幹事、よろしいですか。

田中副参事

都市計画マスタープランの第4章をごらんいただければと思います。1つは127ページですね。都市計画審議会でも以前に既にご報告申し上げておりますけれども、広く区内各所でさまざまなまちづくりの活動が行われるように、身近な地区を中心とした区民主体のまちづくりを進めていこうということが1つでございます。下に書いておりますように、それを行っていただくために、区としては積極的な支援を考えていくということでございます。こういった具体的な仕組みをどういうふうに構築していくかというのが次のステップ、具体的に当たって、行っていくべきものだと考えてございます。

それから129ページ。このマスタープランが出来上がり、ようやく印刷が出来ました。ホームページに公表してございますと同時に、有償で頒布もさせていただくことに近々あります。そういったことで、できるだけ広く知っていただくとともに、まちづくりにかかわるさまざまな情報交換、あるいは情報提供といったようなことを推進していこうと考えてございます。

それから4-2は、先ほど来お答えしておりますように、まちづくりを推進していくための手続など、まちづくり条例の中で明示をしていきたい。都市計画マスタープランに基づく都市整備を着実に推進、実行化するための仕組み、これを考えていきたいということでございます。

また、区の内部の組織体制におきましても、そういったことがうまく動き出すような運

営の強化といったようなこと、それから真ん中あたりに書いておりますけれども、プランしたものを実践し、そういう中でどうだったかという検証をしながら、さらに軌道修正なり、あるいはさらにアクセスをかけていく、P D C Aサイクルを取り組んでいこうと思っております。

また、次のページのところは、財政が苦しい中でできるだけ財源を確保しようということと、それから選択と集中、このあたりは10カ年計画等の議論の中で具体的に優先的に取り組むもの、そうでなく中長期で取り組むもの、そのあたりも明らかになってくるかと思っておりますけれども、そういった戦略的な施策展開を行うんだと。そういったような事柄について、ここで挙げていることは今後具体化をしていく1つの方向性について、意思、抱負として述べている部分だというふうに考えてございます。

もう一つのことにつきましては、ご意見としてお伺いさせていただく形でよろしいでしょうか。

会長

今のでよろしゅうございますか。2番目の点が何かはっきりしなかったけど。2番目の点は？

田中副参事

1つは、きょうご報告したパブリック・コメント、並びにそれに対して区がどう考えているかということにつきましては、改定にあわせて、ホームページあるいは地域センター等で公表させていただいているということでございます。また、幾つかの団体で都市計画マスタープランについて説明を聞きたいという申し出もございましたので、そういった機会をとらえてご説明はさせていただきます。そのときにはパブリック・コメントのことも含めてご説明はさせていただきます。今後のこのパブリック・コメントをフォローする形での取り組みというのは、そんなようことを想定をしております。

会長

先ほど、松本先生からご指摘があったのは、資料の8ページで言えば、表の③の中で、22件が対応できないと判断したということだけど、それに対してはどういうフィードバックをするんですかと、そういうご質問だったと思うんだけど、これについてはまだ考えていないということですか。あるいは今後考えるでもいいんだけど、今、どっちの答えをしたのか、私自身がよく理解できなかったの。

田中副参事

このDという部分につきましては、すべてではないですけれども、幾つかご報告させていただきましたように、都市計画のあり得る姿として適さないというふうに判断したのも、ご意見の中にございました。そういったものも含めて22件ということでございます。例えば幹線道路の整備等について、これは必要ないというご意見、幾つかありましたけれども、これにつきましては一応区の考え方を庁内で協議した上で、右側に書かせていただきましたので、一応説明としてはこういう形で区の考え方をご報告、お示しさせていただいているというふうに考えてございます。

会長

田代先生、どうぞ。

田代委員

今の松本委員と関連するんですけれども、適切でないとか事項でないとか、冷たく切り捨ててしまったようなところが見受けられるんですけれども、この計画の体系の中で、住宅マスタープランであるとか、環境基本計画、みどりの基本計画、いろいろなところとの整合性というか、即するような計画がありますよね。ですから、そういったところで具体的にそちらのほうで考えていくべきことであるとか、あるいはどういうふうな根拠でそれが適切でなかったのかということの説明は、非常に大事なことだろうと思うんですね。

この計画を実践していく上で、今のような意見があったということは、逆にそういうご要望があったわけですから、それがこの中にあらわれていないだけの理由じゃなくて、松本委員がおっしゃったような感じで、それを適切に逆に説明していく、そういう責任はあると思うんですね。あるいは盛り込んでいくというか。

ですから、その辺のところ、体系としてほかの基本計画等で扱えることができているのであれば、それはそれで、またそちらのほうでご説明いただければいいんだろうと思いますが、何か具体的な対応をきちんとやっていくことが大切かなと思います。そのまま切り捨ててしまうような形では、ちょっと不親切な感じがするし、冷たい感じがします。

会長

内容的にこのやり方でまずいと言っているわけではなくて、これをどうやって意見を言っていたかの方に返すんでしょうかということでもありますので、今、答えを持っていないけれども、何かの策を講じていただくということをお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

田中副参事

わかりました。都市計画マスタープランの記述で対応といったふうに、ちょっと限った観点で私は説明申し上げました。具体的な施策に当たりましては、同じテーマ、議題がまた出てくることをございますので、おっしゃるような対応はしていきたいと思います。

会長

ほかの点、いかがでしょうか。

田代委員

関連して。

会長

どうぞ、田代先生。

田代委員

今の表現ということで、125 ページ、この計画を進めていく上での主体の定義のことが書かれているんですけども、「まちづくりの主体は」云々とあって、「住み、働き、活動する区民、団体、土地所有者等、事業者・企業などです。(本都市計画マスタープランではそのような主体を総称して『区民』という用語を使っています。)」ということで、これ全体を読んでいくと、区民ということと、区民にプラスいろいろ説明がついたりという、かなりいろいろな場面で使い分けというか、そういうこともあるようですので、ここで言っている全体としての区民はこれだけの総称なんだということだけではないような印象も受けると思うんですが、これを実際に展開されていくときに、その辺、実際にどういう主体なのかということ、ある程度明確にしていく必要があるんじゃないかと思ひまして、それはぜひこれから進めていく上ではっきりさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

会長

これは今後の展開に当たってのご注文ということで承っておくということよろしいでしょうか。

田代委員

はい。

会長

かせ先生、手が挙がっていたと思いますが。

かせ委員

ちょっと戻るかもしれませんが、先ほど、今度の都市計画マスタープランの改定

についてご意見がありました。前回と比べてもかなりやり方も違ってきましたけれども、今回の場合には都市計画審議会で諮問・答申はしない、そのかわりに、その都度その都度適切な説明、ご意見を聞いていくんだということだったんですが、日程的に、3月25日から4月15日にパブリック・コメントの手続がされて、本日その説明があったわけですね。これは確認したいんですが、都市計画審議会のプラン策定というのは4月28日でよろしかったですか。もうちょっと早かったような報告があったような気もしたんですが。

会長

マスタープランの策定日ですか。

田中副参事

4月28日でございます。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

4月28日に策定をしたと、今お答えになったわけですがけれども、本来であれば、このパブリック・コメントというのは、今後の方針を決める非常に重要なものですよね。その中でどのように対応したかということで、今報告があったわけですがけれども、その報告の中で大きな変更はなかったんだというような報告もありました。しかし、本来であるならば、都市計画審議会に、策定される前に、こういうパブリック・コメントがあつて、こうしたいと思うというようなことがあつてもいいのではないかと。むしろ、これまでの経過からすれば、そうするのが当然であったのではないかと思います。どうしてこれを省いてしまったのでしょうか。

会長

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

パブリック・コメントの手続をした上で、都市計画審議会、あるいは区議会に、改定を速やかにご報告したいというふうに考えておりましたけれども、区議会につきましては5月の月上旬に報告をすることができましたけれども、日程の関係できょうに至ったと。気持ちは改定と同時にご報告をしたいということではございましたけれども、日にちはきょうになったという状況でございます。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

これまで言ってきたことと違うんじゃないかと思うんですよ。少なくとも諮問・答申をやらない、そのかわりとしてご報告をし、ご意見をお聞きしていくんだと。そして、それに基づいてつくっていくんだというのが、ずっとこれまでの説明でしたよね。最終版に来てそこを省いてしまう。いろいろ日程的なものはあるかもしれないけれども、これは日程の問題にすべきものじゃない、非常に重要な問題だと思うんですね。何のためにこの都市計画審議会が存在するのかと、そこにもやはりつながるものだと思うんですよ。本当にけしからんと思うんですが、いいんですか、そういうやり方で。どうして今までのやり方をこのように変えて……。説明が納得できないんですが。

会長

田中幹事。

田中副参事

本日の報告の冒頭で見いただきました7ページに書いてございますように、これまで機会をとらえてご報告をさせていただいて、それでご意見をいただいて、それを取り込んでいく、そういう形で進めさせていただきました。11月21日には改定素案につきましてご意見を多くいただきまして、先ほどご報告したように対応させていただきました。そして、ほぼ最終案、最終形と同じ内容でございますけれども、改定原案を2月12日にご報告をし、そこで委員の方々からご意見をいただいてまいりました。そういった意味では、審議会の委員の方のご意見を十分にお伺いをする機会を持ってきたというふうに考えてございます。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

区民の皆さんの声が十分に得られているんだと。もう、それが収束していくんだという状況の中での判断ということならば、そういうこともあり得るかもしれませんが、この意見を見ている限りにおいては、まだまだ区民の皆さんとの乖離は非常に大きい。特に中野駅周辺の問題については、大規模な開発をこのまま進めていいのかということに対する疑問であるとか、そもそものこの地域での防災の問題についての考え方、今まで区民が理解していたものと大きく変わっている、それに対する疑問、不安というのがあるわけ

ですよね。先ほどじゃないけれども、これが一挙両断に切られてしまって、一部はそういう具体的内容については記述すべきではないと、そういうようなことで逃れてしまっているわけですよね。

だから、こういうようなことでは私は現在の段階でまだまだ区民の皆さんの中には十分な議論が残されているし、またこの審議会の中でも十分にこれから区民の皆さんの意見に基づいて議論すべき内容は残っているんだろうと思うんですね。それを省いてしまっているわけですよ。これはだから本当に重大な過ちだと私は思っています。

会長

これはご質問ということでしょうか。どうぞ。

かせ委員

それと、これは私の考え方ですから、あえて質問しますけれども、例えば47ページですけども、この辺は大きく変わっているんだろうと思っているんですね。例えば商業地域については、前の新北口広場であるとか、そういったことについては商業地域という指定ではなかったですよね。それから南口のあたりもちょっと変わっていますよね。南口の中野三丁目地域、この辺も前の絵とは変わっていますよね。変わっているのに変わっていないという言い方も、これまたおかしな話で。そういう意味で、変わっている点はほかにもあるんじゃないかと思うんですよ。その辺、変わった点、変わっていない点、もう一度ちょっと説明してもらえませんか。

会長

47ページの例をご説明願えますか。

田中副参事

どの時点と比べて変わっているというご意見、ご指摘でしょうか。

会長

47ページ。

田中副参事

47ページのところは、これは前のマスタープランでは修正版の差し込みのところにあるわけでありまして、ご指摘のように、警大跡地、あるいは南口等におきまして、商業・業務系の利用を進めていくということで、前のマスタープランから比べますと、商業・業務地区につきましては、広がり、指定が大きくなってございます。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

この間、変更がされてきていることがあるんですよね。だから、パブリック・コメントで全然変わっていないというようなことではないだろうと。今、前の資料がないわけですが、前と比較して何点かそういう点があったんだろうと思うんですよ。委員会の中でも幾つかありましたけれども、決して変わっていないということではなくて、例えば桜並木の問題であるとか、さんざんやりましたけれども、もうあえてやりませんけれども、そういう点はあったはずですよ。だから、このようにあえて変化がないからということを経由にされては困るということです。

だから、これがどうのこうのじゃないですけども、今のこういうやり方というのは、私としてはまだまだ十分に議論しなければならない問題、区民との合意の問題、それから都市計画審議会、本来はこういう形ではなくて、決定になる前に議論がされるべきであったと、そういうふうに思っているわけです。私の指摘に、これに対する考えがあればお聞かせ願いたいんですが。これ以上追求してもあれですから、まず考えをお聞かせください。

会長

田中幹事、いいですか。

田中副参事

47 ページですけども、パブリック・コメント以降、内容変更した点はございません。

会長

パブリック・コメントからは変更はないという説明だということですね。前のマスタープランから見ると変更はあるということですね。

田中副参事

はい。

会長

池田委員、手が挙がっていますが、関連した点でなければ、あとに願います。

池田委員

関連してございません。

会長

ありません？ それでは、後ほどに願います。

かせ委員、それでよろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

私の意見を言うのもどうかと思うけれども、4月28日に決定したのであれば、もうちょっと早い機会にご報告のタイミングがあったほうがよかったかなと、その点は私も思いますね。日程上、審議会が開かれなかったのであれば、何らかの審議会委員への報告書みたいな感じでもよかったような気がいたします。その点だけは私の感想として申し上げておきます。

では、池田委員、どうぞ。

池田委員

私は今回の都市計画マスタープランを見させていただいて、途中で何回かあれしたんですけども、地域別構想のところの記載が充実されて、前に比べたら非常によくなったのではないかという印象を持っています。そういう意味で、逆に言うと、その地域に暮らしている人は、この前の全体構想は余り見ないと言ったら語弊があるんですけども、やはり自分の地域が主体になるような気がするんですよ。ですから、非常に地域別の構想の記載が充実しているんですけども、さらに全体構想の中の都市整備の基本方針とうまく結びつけて、今後運用されていくのが大切じゃないかと思っております。そういう感想です。

質問は、そんなことと関連して、これから地域は非常に変わって行って、例えばパブリック・コメントに出ていましたけれど、西武新宿線の連続立体化につきましても、その構造形式とかがまだ決まっていなくて、今後さらにその進捗に合わせてかなり地域が変わってくると思うんですね。そうすると、この都市計画マスタープランが何年間有効なのか。前回は9年前ということだと、今回のマスタープランは20年後を想定してつくられたということですけども、多分20年間もたないんじゃないかという気がするんです。その辺、途中の段階でも大幅な改定というか何かが必要になるのが、もう目に見えているような気がするんです。

言っていることが前後して申しわけないんですが、今回のマスタープランをつくったことについては着実に実行していかなければいけないと思うんですけども、それにあわせて今後の改定も予想していかなければいけない。特に先ほどの西武新宿線の連続立体化を含めて、あと多分20年後の人口予測なんかも変わってきてしまうんじゃないかという気がするんですけども、そんなことを考えると、その辺も十分考慮されておいたほうがいいんじゃないかと思っています。

会長

これに対しては、何かお答えがありますか。

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

次にどの時期に改定をするかということは、まだ設定しているわけではございませんけれども、ご指摘のような社会的な状況が変わってくる、そういった必要性が生じたときには適宜見直す必要があるかと考えております。

会長

ほかの点、いかがでございましょうか。

吉本委員でしょうか。

吉本委員

67 ページの景観都市づくりのところを見ていて思ったんですけれども、最近では渋谷区とか新宿区とか世田谷区とか、絶対高さ規制の高度地区をかけてやるというような自治体も結構ふえてきているんですけれども、中野区の場合、景観都市づくりのマスタープランづくりを考えるに当たって、その辺の高度地区の規制だとか、そういったものをどういうふうと考えられて今回のマスタープランに反映させられたのかというのを、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

会長

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

67 ページの景観につきましては、中野の顔になるようなところ、あるいは歴史・文化に根ざしたような景観資源の周りの景観づくりをどうするか、そういった観点で書かせていただきました。高度地区、絶対高さ制限につきましては、中野区としてまだ具体的な方向性を持っていませんので、一朝一夕に結論を出せる状況でもなかったというふうな形を、策定段階にもご説明させていただきましたけれども、都市計画マスタープランでは扱っていないということでございます。

会長

よろしゅうございますか。

ほかの点、いかがでしょうか。

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

先ほど、池田委員でしたか、この見直しについて触れられていましたけれど、その点に

ついて8ページに計画目標年次と時代の変化に対応した見直しということで記載されているんですけど、その4-2の見直しの部分の文章で、ちょっとこれが理解に苦しむような内容ですけど、最後の2行、「このため、都市計画マスタープランは、今後必要に応じ」と、これはわかるんですけど、「中野区自治基本条例に基づいて、区民・土地所有者等・事業者などとの協働によりの確に見直しを行います。」と。ここで言う「自治基本条例に基づいて」というのは、何を意味しているのか。手続上のこと？

会長

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

区民の参加ということとして、くだりを入れたものでございます。基本的には、この趣旨、4-2は、前のマスタープランの内容を踏襲していると思います。自治基本条例は前のマスタープランの以降に制定されましたので、区民参加という手続として、ここに2行追加をしたということでございます。

会長

よろしゅうございますか。

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

それを伺った上で。おっしゃったように、時代、社会情勢等、いろんなベースの変化に応じて適宜見直しが必要であると判断されたときには、また見直しを行っていくと。ただ、そのスパンについては、この段階では明確にはできないというような趣旨だと思うんですけど、この都市計画マスタープラン、1年かけて見直しを行っていただいたわけですけど、これは文字どおり都市計画のマスタープランであって、大切なもの、しかし、こうした時代の変化が激しい中、いろいろと議論される中には、常にこれを念頭に置いて、あるいは手元に置いて、内容を見直しながら議論されていくことが必要なのかな、またご意見をいただくことも必要なのかなと思うんです。

そうした意味では、今後この都市計画マスタープラン、改定版について、区民の皆さんから——広い意味での、広義の区民とされていますけれども——寄せられる意見はどんどん蓄積されていって、次の改定に活かされるような準備というのはなされていくのか、それが1つ。

それから、この都市計画審議会において、常に報告事項、あるいは諮問といった案内を

いただいていますけれど、常々この内容について、この記載の部分はどうか、議論の俎上に載せていく準備があるのかどうか、それについて考えをお伺いしたいんですが。例えばまとめていただいているあれですけど、まだ少しこの部分は詰めが甘いのかな、逆に前後の関係で詰めきれていないのかなという部分が、多少目につくところがありますので、そうした部分を今後どう議論していくのかという部分はあってもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

会長

これは包括的なご質問だと思いますが、田中幹事、どうでしょうか。

田中副参事

先ほど、PDCAサイクルを実施していくというふうに申し上げました。今回、都市計画マスタープランを改定するに当たりまして、平成12年のマスタープランがどのぐらい実現できてきたか、できてこなかったかという検証を、ご指摘もいただきましたので、行いました。数値的にどれだけ進んだかというふうに、数量化して言うことはちょっと難しゅうございましたけれども、やはり書いた上で、そのままではなかなか動いていない、あるいは進んでこなかった、ある程度進んだというふうに評価できる部分、できない部分がございます。今回も都市計画マスタープランが出来上がりましたので、これを適宜、実際どういうふうに動いてきたか、あるいは一歩進んだのかどうか、そういった検証をぜひしたいと思ってございます。そういう中で見直すべき課題というのも浮かび上がってまいるかと思っておりますので、都市計画分野の中でそれを1つは蓄積するというのも考えたいと思います。

今後の改定の具体的なスケジュールなり手続、それにつきましては今のところ白紙でございます。

会長

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

これはぜひ、お願いしたい。この中にも住民主体の提案型まちづくりですとか、地区計画制度、地域主導でという記載もありますし、また全体としてもそうした流れがあります。そうした中で、やはりそうした声をプールする制度、それが片一方で、分野別、細かい部分で、実際の都市計画が進んだからすぐにこっちの方針に反映しなさいというのは、また非現実的でもあるのは承知しています。ただ、それをちゃんとプールしていく仕組みです

とか、それからこの審議会の中で議論をしていく仕組みというのがあってもいいのかなど。

具体的に例を挙げて申し上げますと、安全・安心のまちづくり、58ページの図の中に骨格防災軸、それから主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯と、この3つがございます。これは東京都のほうの計画等に基づいて位置づけられていると思うんですけど、例えばこの辺の記載が「東京都」というようなものがあるのかないのかだとか、実際に延焼遮断帯として位置づけられている西武新宿線ですけど、今後連続立体でどうなっていくのかだとか、地域別のまちづくりということになると、西武新宿線の延焼遮断帯に沿っての土地利用が低層住宅のままであって、延焼遮断帯としての機能がはたしていけるのかどうか、そうした課題もあると思うんですね。

それは何も、これは十分できている、できていないと、そういう議論じゃなくて、こういうものも真剣に考えていかなければいけないんじゃないのかなど。次のまちづくりにつながるんじやないかと思っただけで、そうしたものを受けとめる仕組みがあるのかどうか。あるのかどうかじゃなくて、考えていかれる余地はあるんですかということをお聞きしているのです。

会長

先ほど、今はないという、白紙だというお答えだったけれども、今後考えていってくださいという注文がついているということですね。そこは何かお答えがありますか。

田中副参事

延焼遮断帯につきましては、1つ、沿道の耐震化、あるいは不燃化の促進ということが大きなテーマになるかと思えます。これにつきましては都市計画マスタープランにも書いておりますけれども、緊急用避難道路について沿道建物の不燃化の促進をしていく。具体的な施策として、仕組みとして動き出そうとしております。都市計画マスタープランにもそういう記述をさせていただきました。

西武新宿線につきましては、鉄道の構造につきましては、決定するまで今しばらくの時期があるというふうに聞いておりますけれども、沿線まちづくりをあわせて地域の方々と検討しておりますので、そういう中でこの地域の防災性を高めるというのも1つの大きなテーマでございますから、そのまちづくりの中の計画の立てられ方、方向性、そういったことを加味しながら、具体的な施策なり実現のための仕組みを今後考えていきたいと思えます。

伊東委員

答えになっていないんじゃない。例えばの例にお答えいただきまして、ありがとうございます。ただ、肝心な部分、たとえとして出ただけであって、肝心なのは、ほかにもそうしたものの、課題が出てくるのかもしれない。そうした場合に議論できる場所を、まずこの審議会では確保できていけるのかなど。これは会長のほうにお聞きしたほうがいいのかもしいませんが。あるいは区民の方から、この改定版に対して、この部分をもっと議論を深めていってほしいというような、こういうふうに議論を深めていってほしいというような声が、区にこの先届くかもしれません。そうした場合に、それをプールしておく仕組みなんかを今後考えていかれるつもりでしょうか。今はありませんということでしたけれども、今は考えていませんということですが、もし考えていないのだったら、次のときでも。次じゃなくてもいいですけど。

会長

この点については石井部長からお答えをいただくようにいたしましょうか。

石井都市整備部長

ようやくといいますか、この都市計画マスタープラン、きょうお示しをさせていただいたわけございまして、今後これをベースに、今ご指摘のような、いろんなまちづくりが今後展開されていこうと思っています。これをベースにした形で、いろんな小さな単位、あるいは7つに区分けを今度新たにしたわけございしますが、そういう単位でのいろんなご意見が具体的な形で寄せられてくるだろうと。

西武線の今後の進捗状況でありますとか、いろいろ展開が予想されておりますので、それに付随した形で私どもも具体的なまちづくりを、今後これをベースにしながら、区民の皆様方と議論しながら進めていきたいと考えておりますし、またこの審議会でも、ご提案のような形があれば、それはそれでこの審議会の場でご議論をいただければと思っております。

会長

今の伊東委員のご指摘の一番大事なポイントは、この都計審がそれにどうかかわり得るのかというポイントにあったと思いますので、その点については区でご検討になるときに、私も若干参加させていただいて、どういにかかわりがあり得るか、考えてみたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

ひぐち委員、どうぞ。

ひぐち委員

このマスタープランの内容が、目標に向かって非常にいいアイデアがいっぱい出ているんですけども、どうも雲をつかむような状況の文章になっているんです。できるだけ目標値とといいますか、数字がもう少し表現されると、さらに詳しくわかってくるのかなと。

例えば河川の集中豪雨なんかの改修工事は70ミリ対応にするんだとか、防火率を100%にするんだとか、そういう数字的な目標の数字があればあるほど、目標というのはわかってくるんですが。

例えば中野区の公園の緑地化は、どのぐらいの比率で緑地化していくのかとか、それから狭あい道路に関しても、この狭あい道路を何年ぐらいまでにはどのぐらいの率で改善していくのかとか、それから若年層が中野区には多いんだけど、ファミリー世帯が非常に少なくなってしまう。これなども、若年層は多いけれども、ファミリー世帯をどのぐらいの年数においてふやしていくのかとか、それから屋上緑地とか壁面緑化とか、これから進めていくであろう、そういう数字の目標など、もう少し数字的な、あるいは日程的なことを考慮した文章が組み入れられるといいなと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

会長

これに関してはいかがですか。

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

おっしゃるように、なかなか具体的な数値目標という形で提示はできておりません。具体的には、みどりにつきましては、みどりの基本計画のほうで数字の目標設定を今行おうとしているところでございます。あと、具体的な個別計画、あるいはこの10年をとらえたときの中では、10カ年計画の事業として、これは予算も含めた形でどのぐらいの数字まで持っていくか、この都市計画マスタープランの考え方も踏まえた上で、今検討しているところでございます。そのほかの部分につきましては、このマスタープランに基づいて、個別具体的な整備計画づくり、あるいはそういった局面の中で、より具体的な目標設定などをしていければと考えております。

会長

いかがでしょうか。

ひぐち委員、どうぞ。

ひぐち委員

このマスタープランですと、例えば若年層が非常に中野は多いけれども、ファミリー層をふやしていくんだという、そういう位置づけをもっと強調して書いていないような気がするんです。ファミリー層がふえるように具体的にこういうところを実行していくんだというものがないと、その辺が宙に浮いたような感じがする計画になってしまいますので、その辺をもう少し具体化できるようなマスタープランを計画していただきたいなというふうに要望したいと思います。

会長

では、今のは要望ということでよろしゅうございましょうか。

ひぐち委員

はい。

会長

ありがとうございました。

福島委員、どうぞ。

福島委員

短く質問したいんですが、マスタープランですので、これが基本的な考え方ということでは理解しておりますけれども、このマスタープランの127ページを見ますと、そこにまちづくり推進の単位と、地区まちづくりの支援というのが書いてありまして、2-2のまちづくりの支援というところに、地区でいろいろな活動をされているまちづくりの方々に対して、「情報提供」と「専門家派遣」、「技術的支援」という言葉が書かれていますね。この専門家派遣というのは、具体的にある程度予想した文言なんですか。この辺ちょっとお尋ねしたいんですが。これがもし言葉としてこのような形をとりたいということであれば、今後こういったことを位置づけて、区としては具体的に何か方策、施策を考えているのかどうかということをちょっとお尋ねしたい。

それから情報提供ということで、このマスタープランを区民の方々に周知させると。つまり、余り関心のない人には意味がないかもしれませんけれども、実際に行動を起こそうとする人たちに対しては、これについてはどのようにこういうものがあるよということをつまらせるか、それからどういうところでこういうことを説明してもらってすぐわかるというような状態にするのか。例えば地域のところにこういうものが常に置いてあるとか、

委員のだれかのところにあるとかいう何か方法があるのか。何か具体的にこれを周知させる方法があるのかということもちょっとお尋ねしたい。この2点です。

会長

田中幹事、どうぞ。

田中副参事

1つ目のほうの取り組みにつきましては、今後具体的に検討していく予定で記述をしているということでございます。技術的な支援といったような事柄は、ぜひ今後具体化に向けた検討をしていきたいということでございます。

それから都市計画マスタープランの内容を周知するための方策として、きょうご報告が漏れましたけれども、7月31日の区報特別号で、概要版でございますけれども、全戸配布させていただきます。それからこの本文そのものにつきましては、各地域センター、あるいは区役所1階の情報センター、それから各図書館に閲覧できるように置いてございまして、ホームページでもお知らせをしているということでございます。

会長

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、あらかたご質問も出尽くしたようでございますので、このあたりで本件報告事項は終わりにいたしたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

それでは、次回の予定などについて事務局から……。

失礼しました。田代委員、どうぞ。

田代委員

今の2点のきょうの報告と関連するんですけれども、審議会の議論のあり方について大分ご議論があったんですが、報告ということでこの審議会はかなり重要な決定をするわけですけれども、その決定したあと事業にどんどん進んでいくということについて、きょうは具体的なマスタープランとか、あるいは防災公園の都市計画の報告をいただいたんですけれども、一番最近の話題では都市計画のあり方についての決定以降の動き方とか、今後どうなっていくのかということ、これは不確定な部分があるんですけれども、議会あるいは地元のほうにはご説明があったというふうには聞いているんですが、審議会の場その内容についてのご報告というのは、これも今後やっていただけたらというふうに理解してよろしいのでしょうか。

会長

今の件はマスタープランの件についてですか。

田代委員

ではなくて、別のことです。若干関連しますけれども、審議会の議論のあり方としての。

会長

議論の全般のあり方として。今のご意見は、ここで都市計画決定をしたあとの事業の進め方についてのご報告と、そういう意味ですか。

田代委員

はい。

会長

これは石井部長、どうぞ。

石井都市整備部長

案件によりまして、特にご意見、ご関心の強かった案件等については、適当な時期、ポイントでご報告申し上げたいと思います。

会長

ありがとうございました。

ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、本件報告事項に関連した質疑を終わりにして、次回の予定について事務局からご説明をお願いします。

登副参事

それでは、次回の審議会でございますけれども、本日も報告申し上げました南部防災公園の都市計画決定の諮問がございます。その他の案件もでございます。それは報告事項になります。

開催日につきましては、先ほどの報告では9月中旬頃という話だったんですが、9月2日をお願いしたいと思います。9月2日、水曜日、午後2時でございます。場所につきましては区立商工会館を予定しております。この場所が取れませんでしたので、区立の商工会館にさせていただきたいと思っております。別途、開催通知をお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会させていただきます。
ありがとうございました。